

令和 7 年 9 月 5 日開会

令和 7 年 9 月 日閉会

令和 7 年第 3 回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

令和 7 年第 3 回八百津町議会定例会議事日程表

令和 7 年 9 月 5 日 午 時 分開議

日程第 1	諸般の報告		
日程第 2	会議録署名議員の指名		
日程第 3	会期の決定		
日程第 4	議案第 4 2 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 4 号））	1
日程第 5	議案第 4 3 号	八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	3
日程第 6	議案第 4 4 号	八百津町職員定数条例の一部を改正する条例について	6
日程第 7	議案第 4 5 号	令和 6 年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について	8
日程第 8	議案第 4 6 号	令和 6 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9
日程第 9	議案第 4 7 号	令和 6 年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	10
日程第 1 0	議案第 4 8 号	令和 6 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	11
日程第 1 1	議案第 4 9 号	令和 6 年度八百津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	12
日程第 1 2	議案第 5 0 号	令和 6 年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	13
日程第 1 3	議案第 5 1 号	令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
日程第 1 4	議案第 5 2 号	令和 7 年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
日程第 1 5	議案第 5 3 号	令和 7 年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
日程第 1 6	議案第 5 4 号	令和 7 年度八百津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
日程第 1 7	議案第 5 5 号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	14

日程第 18	議案第 56 号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務 の承継等に関する協議について	16
日程第 19	議案第 57 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約 の変更に関する協議について	19

議案第 4 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金 子 政 則

専第 5 号

令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯応援券の配布を行うため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 7 月 18 日

八百津町長 金子政則

1 令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 4 号）

別冊

議案第 4 3 号

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 7 年八百津町条例第 号

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年八百津町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 に次のように加える。

3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第 2 の 5 の項を削り、6 の項を 5 の項とし、7 の項を 6 の項とし、8 の項を 7 の項とし、同表 9 の項特定個人情報の欄中

「

児童扶養手当の受給者情報

」を

「

児童扶養手当の受給者情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同項を同表 8 の項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報
2 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	町長	住民票関係情報
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	町長	住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

国の地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する住登外者宛名番号管理機能によって事務及び情報連携を行うためには、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるため、条例の一部を改正する。

議案第44号

八百津町職員定数条例の一部を改正する条例について

八百津町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月5日提出

八百津町長 金子政則

令和 7 年八百津町条例第 号

八百津町職員定数条例の一部を改正する条例

八百津町職員定数条例（昭和 3 1 年八百津町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する職員中には、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員、同法第 2 2 条の 3 第 4 項の規定による臨時的任用をされた職員及び同法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条に規定する職員を除くものとする。

本則に次の 1 条を加える。

（定数外の職員）

第 4 条 次に掲げる職員は、第 2 条に規定する職員の定数外にある者とする。

- （1） 地方公務員法第 2 8 条第 2 項の規定により休職を命ぜられた職員
 - （2） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員
 - （3） 国、他の地方公共団体その他の団体に派遣された職員
 - （4） 八百津町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 7 年八百津町条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員
 - （5） 6 月以上にわたる長期の研修に参加している職員
 - （6） 八百津町職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 7 年八百津町条例第 4 号）第 2 条の規定により配偶者同行休業をしている職員
- 2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合で定数に欠員がなかったときは、欠員を生ずるまでの間、当該職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案説明）

一般職職員の定義を改め、職員定数の範囲を明確にするため、条例の一部を改正する。

議案第45号

令和6年度八百津町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度八百津町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和6年度八百津町一般会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 46 号

令和 6 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和 6 年度八百津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第 4 7 号

令和 6 年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 6 年度八百津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書
別冊

議案第 48 号

令和 6 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和 6 年度八百津町介護保険特別会計歳入歳出決算書及び監査委員の意見書

別冊

議案第 49 号

令和 6 年度八百津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度八百津町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度八百津町水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金子政則

- 1 令和 6 年度八百津町水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 5 0 号

令和 6 年度八百津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度八百津町下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度八百津町下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金 子 政 則

- 1 令和 6 年度八百津町下水道事業会計決算書及び監査委員の意見書 別冊

議案第 55 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成 5 年 12 月 20 日岐阜県指令伊総第 891 号）の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、事務の承継について地方自治法施行令第 218 条の 2 の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 56 号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条及び同法第 289 条並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約第 12 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条及び同規約第 12 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金子政則

（提案説明）

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について関係地方公共団体と協議する。

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- （1） 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- （2） 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- （1） 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- （2） 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- （3） 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- （4） 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- （5） 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- （6） 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

- （1） 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- （2） 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職

員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成 15 年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第 3 号）第 12 条第 2 号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。

（3） 令和 7 年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第 1 号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議案第 57 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 5 日提出

八百津町長 金子政則

岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合理約（昭和３６年９月３０日岐阜県指令第１３２６１号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。